

久留米シティプラザ六角堂広場及びカタチの森管理運営等業務委託 プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米シティプラザ六角堂広場及びカタチの森管理運営等業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

久留米シティプラザ六角堂広場及びカタチの森管理運営等業務委託

(2) 業務内容

「久留米シティプラザ六角堂広場及びカタチの森管理運営等業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※ただし、契約締結日から令和5年8月31日までは、業務引継ぎ等の準備期間とし、令和5年9月1日より運用を開始するものとする。

3. 提案上限額

提案額の上限は、75,980,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、提案上限額を超えないこと。

また、各年度における支払い限度額は、次のとおりである。

年 度	支払い限度額 (税込)	備 考
令和5年度	18,480,000円	7月
令和6年度	28,750,000円	12月
令和7年度	28,750,000円	12月

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

令和5年6月7日（水）	公告日
令和5年6月7日（水）～ 令和5年6月16日（金）	質問書の提出期間
令和5年6月22日（木）	質問書に対する回答
令和5年6月7日（水）～ 令和5年6月27日（火）	参加申込書等の提出期間
令和5年6月30日（金）【予定】	資格審査・結果通知
令和5年6月7日（水）～ 令和5年7月6日（木）	企画提案書等の受付期間
令和5年7月13日（木）【予定】	プレゼンテーション
令和5年7月末頃	審査結果通知の送付
令和5年8月中旬	契約締結

※日程については、参加者数、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

6. 参加資格

参加申込書の提出締切時点で、単独の事業者の場合は、①から⑧までの全ての要件を満たすこと。

また、共同事業体の場合は、いずれかの構成員が①の要件を満たすとともに、それぞれ構成員で②から⑧までの要件を満たすこと。

- ① 久留米市業務委託有資格者名簿（業種名称がイベント運営・会場設営）に登録されており、所在地が福岡県内であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ⑤ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- ⑨ 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、参加申込書等提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体結成予定書を作成し、提出すること。

7. 実施要項等の交付

実施要項、仕様書等の資料の提供については、次のとおりとする。

- (1) 提供場所
久留米市ホームページ又は久留米シティプラザホームページよりダウンロード
- (2) 提供開始
令和5年6月7日（水）から

8. 質疑・応答

- (1) 質問方法
本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、メール件名を次のとおり記載した電子メールに質問書（様式第1号）を添付して、「17. 問い合わせ先」宛に送信し、着信確認の電話連絡をすること。また、郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。
メール件名：【会社名】六角堂広場及びカタチの森プロポーザル質問書
- (2) 期限
令和5年6月16日（金）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和5年6月22日(木)までに、質問書に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答するとともに久留米市ホームページ及び久留米シティプラザホームページに掲載する。また、質問の回答は本要項の追加または修正とみなす。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、(g)、(h)は参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

ア 参加申込書等の提出書類

(久留米市業務委託有資格者名簿登録者は、(f)、(g)、(h)は不要。)

- (a) 参加申込書(様式第2号) 1部
- (b) 会社概要書(様式第3号) 1部
- (c) 参加資格調書(様式第4号) 1部
- (d) 業務実績調書(様式第5号) 1部
- (e) 委任状(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)(様式第6号) 1部
- (f) 役員等調書及び照会承諾書(様式第7号) 1部
- (g) 登記事項全部証明書(個人の場合、身分証明書) 1部
- (h) 納税等証明書(下記参照) 1部
- (i) 共同事業体結成予定書(様式第8号、該当する場合) 1部

[納税等証明書]

所在地区分に従って法人・個人別に証明を提出。参加手続き等権限を委任する場合、所在地区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明(納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明(納税証明書その3の2)
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

(例1:市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2:県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

イ 企画提案書等の提出書類

- (a) 企画提案書(「10. 企画提案書作成方法」を参照) 13部
- (b) 価格提案書(様式第9号) 1部

(2) 提出期間及び時間

ア 参加申込書等の提出書類

令和5年6月7日(水)から令和5年6月27日(火)(久留米シティプラザ休館日(6月19日(月)及び6月20日(火))を除く。)までの午前8時30分から午後7時00分まで。

イ 企画提案書等の提出書類

令和5年6月7日(水)から令和5年7月6日(木)(久留米シティプラザ休館日(6月19日(月)、6月20日(火)及び7月3日(月))を除く。)までの午前8時30分から午後7時00分まで

(3) 提出方法

ア 参加申込書等の提出書類

電話にて事務局へ連絡し、持参又は郵送(配達証明付き書留郵便)にて提出すること。なお、郵送の場合は、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付け、郵便事故等については、市はその責めを負わない。

イ 企画提案書等の提出書類

電話にて事務局へ連絡し、手渡しにて提出すること。手渡しに際し、会社名、所属、氏名等が分かるものを持参すること。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

10. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙 「久留米シティプラザ六角堂広場及びカタチの森管理運営等業務委託提案書」と記載。

イ 様式 日本工業規格A4版縦型規格・長辺左綴じ

ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き

エ 提出部数 13部(正1部、副12部)。副12部は会社名を除く。

(2) 構成とポイント

ア 次表の各項目の内容を記載した提案書を提出すること。ただし、新たな項目について提案を行うことは妨げない。

イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。

ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。

エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

分類	評価項目	評価内容	加重点	配点
非 価 格 点	1. 基本方針	仕様書に記載された目的並びに業務内容を踏まえ、業務の基本方針が具体的で適正なものとなっているか。	10点	50点
	2. 六角堂広場に関する業務		(750点)	
	① イベント等のサポート	・安全で円滑なイベント実施のサポートが可能か。 ・知識や技術・ノウハウを活かしたサポート内容、利用者がまた利用したいと思えるようなサービス内容となっているか。	30点	150点
	② イベントの誘致	・実現性、稼働率向上が見込めるか。 ・市内外からの誘客が見込める内容となっているか。	30点	150点
	③ 自主イベントの企画及び実施	・年間を通して中心市街地に賑わいが創出されるイベントとなっているか。 ・広報は市内外から誘客可能な効果的なものか。 ・六角堂広場の構造や立地などの特性を把握し、それを活かしたイベントとなっているか。	40点	200点
	④ 日常の施設運営	・日常の憩いの場として魅力的なものになっているか。 ・日常の利用促進を図るための空間づくりや簡易なイベントが提案されているか。	30点	150点
	⑤ 施設及び設備・備品管理	・施設及び設備・備品の必要な点検を行い、維持管理ができているか。	10点	50点
	⑥ 冬季における広場の防寒対策	・安全かつ効果的な暖房対策が提案されているか。	10点	50点
	3. カタチの森に関する業務		(150点)	
	イベントのサポート及び自主イベントの実施、日常の施設管理	・イベントのサポートは適切か。 ・賑わいが創出されるイベント内容や回数となっているか。 ・広報は効果的なものとなっているか。 ・日常の施設管理は十分な内容となっているか。	30点	150点
	4. 業務遂行体制	・組織体系、責任者・スタッフの経験年数、専門性について、業務を安定的に遂行し高い効果が期待できるか。 ・音響・照明等の知識や技術、イベントのノウハウを有したスタッフを配置しているか。 ・専門性の維持向上、サービスの質の向上を図るための研修体制が組まれているか。 ・共同事業体の場合はその役割分担や連携等	30点	150点
	5. 追加提案	その他本業務の目的達成のために有益な提案	10点	50点
	業務実績	同種・類似業務の実績	10点	50点
価格点	価格提案	配点×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)		100点
合計			1,300点	

1 1. 審査方法

企画提案書等について、プレゼンテーションを実施後に、本プロポーザル審査委員会
が審査する。

なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

(1) プレゼンテーション実施日

令和5年7月13日(木)【予定】

(2) 実施場所、提案・質疑応答時間

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 参加人数

3人以内

(4) 留意事項

ア パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、久留米
市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者
が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名
の記載は行わないこと。

1 2. 候補者の選考方法

(1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選
定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの
手続きを中止するものとする。

(2) 最高点の者が複数の場合は、非価格点が最も高い者を契約の相手方の候補者とし
て選定する。

1 3. 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

(2) 通知時期 令和5年7月末頃

1 4. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の
条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が3. 提案上限額を超過した場合

1 5. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28
日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとし
る。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示
となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な
候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

16. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

17. 問い合わせ先

〒830-0031 久留米市六ツ門町8番地1

久留米市市民文化部久留米シティプラザ施設運営課（担当：石橋）

電話 0942-36-3000 ファクシミリ 0942-36-3086

電子メールアドレス kcp-u@city.kurume.lg.jp